

# 請 負 契 約 書

1. 件 名

2. 契約金額 ¥ , , . -  
(うち消費税及び地方消費税額 ¥ , -)

3. 履行期限 平成 年 月 日

4. 履行場所

5. 契約保証金 予決令第100条の3第3号により免除

本契約を履行するにあたり、

発注者 -

受注者 -

として、下記のとおり契約を締結する。

(総則)

第 1 条 受注者は、発注者が配布した仕様書等に基づき、頭書の業務を履行し、発注者は、これに対し、代金を受注者に支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第 2 条 受注者は、仕様書について疑義を生じたとき、又は仕様書に明記されていない事項については発注者と受注者とが協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈又は指示に従い、契約金額の範囲内をもって業務を行うものとする。

2 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第 4 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第 5 条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには適用しない。
- 6 受注者が業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

（再委託受託者に対する監督）

第6条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、受注者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（履行期限の変更等）

第7条 発注者は、その都合により履行期限及び履行場所を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、その金額を増減するものとする。

（履行の通知及び検査）

第8条 受注者は、業務の履行を完了したときは、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、通知を受けた日から10日以内に仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査するものとする。
- 3 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

（成果品の引渡し）

第9条 受注者は、前条の検査に合格したときは、成果品を発注者に引渡すものとする。

- 2 成果品の所有権は、その引渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

（部分引渡し）

第10条 発注者は、成果物の一部が完成した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

- 2 前2条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

（成果品の転用）

第11条 受注者は、頭書の業務で取得した成果品を発注者の承認を得ずに他に転用してはならない。

（秘密の保持）

第12条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

#### (代金の支払)

第13条 発注者は、第9条の規定により成果品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

#### (遅延利息)

第14条 発注者は約定期間内に代金の支払いをしないときは、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅滞した日数が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

#### (履行期限の延伸)

第15条 受注者は、履行期限までに業務を履行することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に履行期限の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほかは遅滞金を徴収する。

#### (遅滞金)

第16条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から業務完了までの日数に応じ、契約金額の年5.0パーセントとする。

#### (危険負担)

第17条 成果品の所有権が移転する以前に生じた成果品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

#### (かし担保責任)

第18条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品に隠れたかし又は仕様に適合しないものがあることが発見されたときには、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、又はそのかしによって生じた成果品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。損害賠償の方法には、損害と類似かつ同価値の成果品の作成を含むものとする。

(契約の解除)

第19条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申し出があったとき。
- (2) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、発注者の行う検査又は監督を妨げようとしたとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり若しくは居所不明となったとき。
- (8) 発注者の都合により解約を必要とするとき。

2 受注者は、前項第1号から第6号までの規定に抵触し、本契約が解除された場合は、契約金額の10/100に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺等)

第20条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金の金額等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお、発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の1/10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第22条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し発注者と受注者が各1通保有する。

平成 年 月 日

発注者

受注者